

## 令和8年度乙種防火管理条例講習実施案内 (北九州市消防局)

現在防火管理者として選任されている方で、防火管理者の資格を取得した日以後における最初の4月1日から5年が経過した方、統括防火管理者に選任された日以後における最初の4月1日から1年以上経過した方、及び以前に本講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年が経過した方は、本市の北九州市火災予防条例第73条の規定に基づき、防火管理条例講習の受講が義務付けられています。

北九州市消防局では、乙種防火管理条例講習を次のとおり実施します。

なお、この講習は、甲種防火管理再講習（兼条例講習）と合同で開催します。

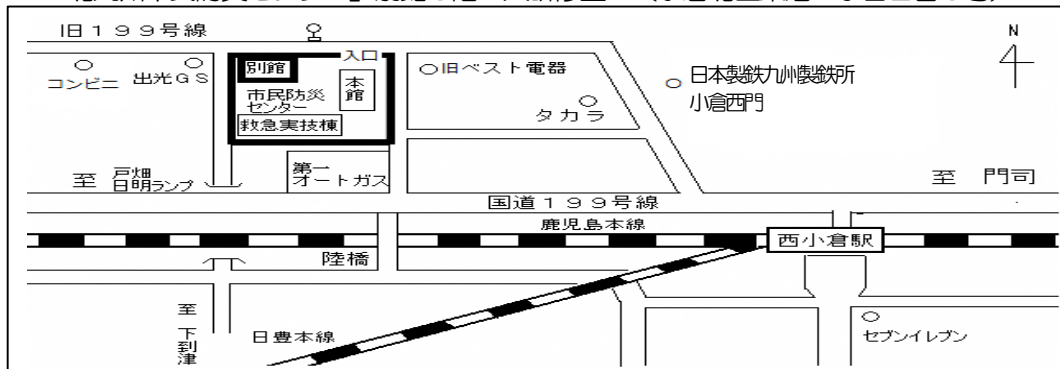
### 1 講習日程 (定員20名 ※ 定員に達し次第、受付は終了します)

| 講習実施日         | 申込受付期間                             |
|---------------|------------------------------------|
| 令和9年 2月4日 (木) | 令和8年<br>12月11日 (金) から12月28日 (月) まで |

※ 講習実施時間は、10:00～12:00です。

### 2 講習会場

「北九州市民防災センター」別館3階 大研修室 (小倉北区東港一丁目2番5号)



(交通機関のご案内)

- 西小倉駅から徒歩15分
- 西鉄バス99番中央卸売市場行き、「小倉駅前線」から「東港橋」下車

### 3 申込み要領

#### (1) 申込み時に必要なもの

- 受講申込書 ※北九州市HPに掲載及び下表の窓口に準備しています。
- 乙種上級講習、乙種防火管理講習の修了証
- テキスト代等 [3, 600円(税込)] ※おつりの要らない様ご協力願います。  
※テキストは講習当日お渡しします。

#### (2) 申込み方法

下表の窓口で申込受付期間内にお申込みください(定員に達し次第受付を終了します)。

(注) 事前の申込みのない方は、受講することができません。

(注) 電話、FAX、インターネットによる受講申込みは受け付けておりません。

| 申込み先窓口               | 所在地(連絡先)                        |
|----------------------|---------------------------------|
| 北九州市防災協会門司支部(門司消防署内) | 門司区大里東1-4-10 (Tel.093-372-0119) |
| // 小倉北支部(小倉北消防署内)    | 小倉北区大手町8-38 (Tel.093-582-0119)  |
| // 小倉南支部(小倉南消防署内)    | 小倉南区若園5-1-3 (Tel.093-951-0119)  |
| // 若松支部(若松消防署内)      | 若松区桜町1-28 (Tel.093-752-0119)    |
| // 八幡東支部(八幡東消防署内)    | 八幡東区大谷1-3-1 (Tel.093-663-0119)  |
| // 八幡西支部(八幡西消防署内)    | 八幡西区相生町19-19 (Tel.093-622-0119) |
| // 戸畑支部(戸畑消防署内)      | 戸畑区新池2-1-15 (Tel.093-861-0119)  |
| // 本部(消防局予防課内)       | 小倉北区大手町3-9 (Tel.093-647-3856)   |

※ 申込受付時間は、平日の9時~12時、13時~16時です。

# 乙種防火管理条例講習を受講される方へ

## 1 受講当日について

### (1) お持ちいただくもの

- 写真付きの本人確認書類（顔写真付免許証、マイナンバーカードなど）
- 受講票
- 筆記用具
- 乙種上級講習、乙種防火管理講習の修了証

### (2) 受付時間等

受付時間は、講習の30分前からです。

※受付開始前は会場に入れませんのでご注意ください。

## 2 講習の注意事項

- 申込受付期間終了後は、受講者、受講日、受講時間の変更・キャンセルはできません。  
また、テキスト代等は理由の如何にかかわらず返金いたしませんので、予めご了承ください。
- 遅刻、早退、一時退席等は認められません。
- お車でお越しの方は、北九州市民防災センター内の駐車スペースをご利用ください（駐車の際は必ず駐車係の指示に従ってください）。また、8時前に来場された場合、市民防災センターが施錠されていることがありますので、受付開始時間にあわせてご来場ください。
- 受講者の確保のため、座席は全席指定席とします。予めご了承ください。

## 3 講習を欠席した場合

- 乙種防火管理講習を欠席した場合は、テキストをお渡ししますので（テキスト代等の返金はいたしません）、3ヶ月以内に申込み先窓口でお受取ください。
- 本講義の欠講により生じた法令上の義務違反、またはこれに伴う一切の責任について、当方では負いかねますので、予めご了承ください。

## 4 講習の中止等について

- 北九州市内に「避難勧告」が出ている場合や台風の接近など、防災体制の状況により講習前日や当日に急きょ講習を延期又は中止する場合があります。皆様への連絡が行き届かないこともあり得ますので、予めご了承ください。

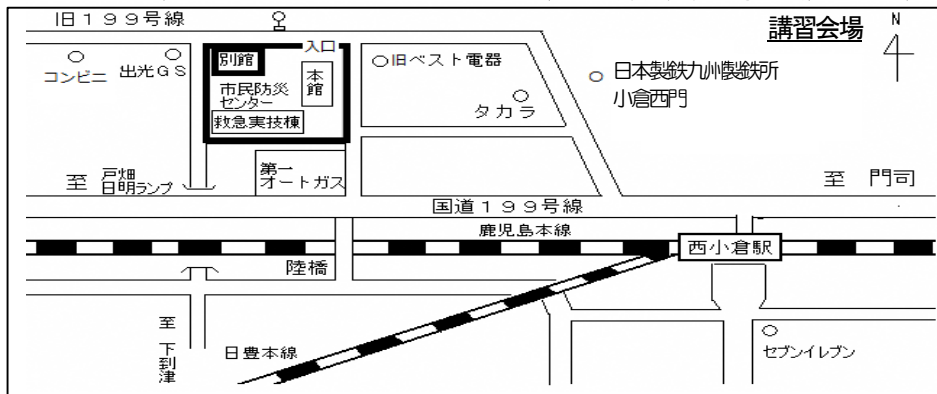
北九州市ホームページ（乙種防火管理条例講習ページ：右QRコード）

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/file\\_0274.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/file_0274.html)）又は電話にて講習の実施状況をご確認ください。

- 講習の中止に関することや受講当日のご連絡・問合せは、

北九州市消防局予防課（Tel093-582-3836）又は各消防署（申込先窓口）にお願いします。

※ 当日の欠席は、080-1531-0495（北九州市防災協会事務局）にご連絡ください。



（交通機関のご案内）

• 西小倉駅から徒歩15分

• 西鉄バス99番中央卸売市場行き  
「小倉駅新幹線口」から「東港橋」下車